

令和7年度入学生対象

令和7年3月現在

別記様式3

特 定 プ ロ グ ラ ム 説 明 書

開設学部等名〔 教育学部 〕

プログラムの名称	(和文) 社会教育士（社会教育主事基礎資格）特定プログラム
	(英文) Training Course for Social Educator (Basic Qualification as Social Education Director)
1. 概要	本プログラムは、社会教育士の称号（社会教育主事基礎資格）を取得しようとする者に、社会教育法第9条の4第3号及び社会教育主事講習等規程第11条第1項で規定されている「大学において修得すべき社会教育主事の養成に係る社会教育に関する科目」（24単位以上）を提供しようとするものである。
2. 到達目標	本プログラムの到達目標、及び、これらの到達目標と社会教育主事講習等規程第11条第1項に定められた省令科目との関係は、以下のとおりである。 ○生涯学習、社会教育に関する理念、制度、実践、歴史等に関する基本的理解を図る →省令科目における「生涯学習概論」 ○多様な主体との連携・協力や学習成果の社会的還元を視野に入れた社会教育事業の展開に必要な基本的知識の習得を図る →省令科目における「社会教育経営論」 ○社会教育における多様な学習者の特性の基本的理解、及び、それに基づく学習支援に関する基本的知識・技能の習得を図る →省令科目における「生涯学習支援論」 ○社会教育主事としての職務（あるいは社会教育士としての知見を生かした学習支援の実践）を遂行するために必要な資質・能力の総合的・実践的な定着を図る →省令科目における「社会教育演習／社会教育実習／社会教育課題研究」 ○社会教育主事としての職務（あるいは社会教育士としての知見を生かした学習支援の実践）に必要な幅広い視野や関心を深めるとともに、社会教育の学習内容に関する理解を図る →省令科目における「社会教育特講」
3. 登録時期	3セメスターからとする。プログラム登録は履修開始前（事前登録）を原則とするが、履修開始後の登録（事後登録）も可とする。
4. 登録要件	特に定めない。
5. 受入上限数	特に定めない。
6. 授業科目	※授業科目は、別紙の履修表を参照すること。 ※授業内容は、各年度に公開されるシラバスを参照すること。
7. 修了要件	

履修表に掲げる科目のうち、必要な単位数を修得すること。

なお、在学中に、本プログラムの24単位以上を履修できない者であっても、修得した授業科目の履修単位は、卒業後、社会教育主事講習を受講しようとする際には、既修得単位とみなされることがある。

8. 責任体制

教育学部・副学部長（学務担当）を中心とする体制で運営に責任を負う。

9. 既修得単位等の認定単位数等

（1）他大学等における既修得単位等の認定単位数等

10単位まで認定する。

（2）広島大学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等

24単位まで認定する。

【特定プログラム履修に関する注意事項】

○主専攻プログラムの授業時間割の関係で、登録した特定プログラムの授業科目履修が制限されることがある。

○特定プログラムで開設されている授業科目も、本学共通の平均評価点(GPA)の計算対象に含まれる。

社会教育士(社会教育主事基礎資格)特定プログラム履修表

科目 区分	授業科目	単位数	履修期	履修 区分	要修得 単位数	備考	
						社会教育主事講習等規程に示された科目との対応関係(注1)	
専門 教育科目	社会教育学Ⅰ	1	3セメ (注2)	必修	1	生涯学習概論	4
	社会教育学Ⅱ	1	3セメ (注2)	必修	1		
	社会教育学演習Ⅰ	1	4セメ	必修	1		
	社会教育学演習Ⅱ	1	4セメ	必修	1		
	社会教育経営論Ⅰ	2	3セメ	必修	2	社会教育経営論	4
	社会教育経営論Ⅱ	2	3セメ	必修	2		
	生涯学習支援論Ⅰ	2	4セメ	必修	2	生涯学習支援論	4
	生涯学習支援論Ⅱ	2	4セメ	必修	2		
	社会教育実践課題研究	2	5セメ	必修	2	社会教育演習, 社会教育実習 又は社会教育課題研究のうち 一以上の科目	3
	社会教育実習	2	5・6セメ	必修	2	社会教育実習	1
	教育経営学Ⅰ	1	4セメ (注2)	選択 必修	8	社会教育特講	8
	教育経営学Ⅱ	1	4セメ (注2)				
	野外活動実践	1	3セメ (注2)				
	野外教育実践	1	4セメ (注2)				
	地域教育実践Ⅰ	2	3・4セメ (注2)				
	地域教育実践Ⅱ	2	3・4セメ				
	サイエンスミュージアム教育論	2	7セメ				
	情報メディアの活用	2	5セメ				
	異文化接触と文化学習	2	3セメ				
	人権・同和教育	2	4セメ				
	スポーツ社会学	2	4セメ				
	健康・スポーツ総論	2	4セメ (注2)				
	児童・青年期発達論	2	3セメ/5セメ				
	特別支援教育	1	5セメ/6セメ				
	合計					24	

注1：社会教育主事講習等規程（文部科学省令）に規定する【大学において修得すべき社会教育に関する科目及び単位】を示す。

注2：特定プログラムの登録が2年次から始まるため2年次履修（3セメ，4セメ）として表記しているが，履修自体は1年次から可能である。

注3：「社会教育特講」については，全体で8単位を修得すること。

注4：「社会教育実習」は，原則，「社会教育実践課題研究」以外の必修科目を全て履修後に履修すること。なお，選択必修科目はこの限りではない。